

平成 20 年 7 月 15 日

日本学術会議
会長 金澤 一郎 先生

日本箱庭療法学会
理事長 岡田 康伸

日本学術会議対外報告および職能心理士資格に関する要望書

平素は、わが国の学術研究における政策提言等にかかわり、様々なご助力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2008年4月7日付で貴会議より出されました「対外報告：学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて」に関して、当学会としては、疑義がございますので、その取り扱いにつきましては、慎重を期されるよう切に要望いたします。

まず、大枠として申し上げたいのは、「今必要なことは、心理学界全体にとって職能資格とは何かを真剣に議論することではないか」ということです。資格問題のために心理学教育の本来の姿が歪められるべきではありませんし、また同時に、職能資格が持つ専門性も保証されなければなりません。それゆえ、こうしたデリケートな問題の取り扱いは、以下に挙げる通り、心理職資格問題のこれまでの経緯を十分に踏まえ、かつ心理学諸領域の実情を反映する形でバランスの取れた議論に基づいてなされるべきであると考えます。

1. これまでの心理職資格問題に関する議論が生かされていないのではないか

心理職資格に関しては、1988年に認定が開始された大学院修士課程修了を必須要件とする「臨床心理士」資格に対して、学部卒レベルで医療領域における心理職資格を制定しようとする動きがあり、両者の間に対立が生じておりました。このような対立を現実状況に即して解消すべく、議員立法により、2005年7月に国会に上程されようとしたのが、臨床心理士と医療心理士の「2資格1法案」であり、日本心理学諸学会連合では、2006年4月に同法案を支持する理事会決議を行っております。この一連の流れは、心理学界がひとつになって心理職国家資格を打ち立てようとしたものに他ならず、心理職の国家資格化をめぐることは、上記のような従来の議論を十分に踏まえる必要があると考えます。

2. 職能心理士資格は心理学教育を破壊する危険性を持っているのではないか

学部レベルでの心理学教育のあり方について指針を提示することを試みられた点は高く評価いたします。しかしながら、学部教育を心理職資格と直結させようとする、心理学基準カリキュラムに基づく教育に加えて、職能種別専門科目群に基づく教育が学部レベルで要求されることとなり、さらには、職能心理士は領域分断型の資格となっていることから、個々の領域の特殊性に縛られた非常に非効率で、かつ余裕のない学士課程における心理学教育を生み出す危険性があります。また、学部卒を前提とした心理職国家資格が制定されれば、多くの大学とりわけ私学が資格取得を目的とした学部カリキュラムの編成を行い、多くの学生が資格取得を目的としてそれらの大学に入学するという事態を招くものと思われ、結果として、心理学教育は資格取得偏重となり、全体として心理学教育を豊かにするどころか、逆に破壊する恐れさえあると危惧いたします。